

協議案第 2 号

東部地区「地域生活」バス・タクシーの本格運行の継続について

1 本格運行継続基準の達成状況

① 主体性

「地域が運営に主体的に取り組んでいること（守り・育てられていること）」を判断するために設ける条件

- ・地域運営団体が豊橋市地域公共交通活性化推進協議会に

利用促進等に関する取組実績やその成果、事業計画改善案等を年2回程度報告することを義務付け

豊橋市地域公共交通活性化推進協議会において、東山バス運営協議会から利用促進等に関する取組実績やその成果等を報告

【報告日】

令和6年度第1回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会(令和6年6月5日)

令和6年度第3回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会(令和6年11月20日)

達成

② 利用度

「「地域生活」バス・タクシーが適切に利用されていること」を判断するために設ける条件

- ・収支率（運賃収入等/運行経費（車両経費及び予備車経費を除く。))を15%以上に設定

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			上半期
収支率	23.6%	21.7%	20.5%

達成

※「運賃収入等」には広告収入を算入

③ 継続性

「適切な費用と内容で運行されていること」を判断するために設ける条件

- ・基準額+予備車経費を欠損額の上限に設定

(東部地区は612万円(基準額)+予備車経費/年)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			上半期
欠損額	4,758,926円 〔基準値 5,787,940円〕	4,781,890円 〔基準値 6,315,440円〕	2,570,103円 〔基準値 3,092,720円〕

達成

2 東部地区「地域生活」バス・タクシーの令和7年度の対応（案）について

令和5年度及び令和6年度上半期について、すべての項目で本格運行継続基準を達成しているため、令和7年度は引き続き本格運行を継続する。

豊橋市「地域生活」バス・タクシー実施要綱（抜粋）

（本格運行事業の継続）

第11条 本格運行事業の当年度の上半期及び前年度（以下「判断対象期間」という。）において、基準がすべて達成され、協議会において本格運行事業の継続が妥当と判断された場合、当該本格運行事業は継続するものとする。

2 前項の判断対象期間において、基準がすべて達成されていない場合についても、事業計画の変更内容、地域運営団体の取組内容とその成果、基準の実績値等から、協議会において、本格運行事業の継続が妥当と判断された場合は、当該本格運行事業は継続できるものとする。

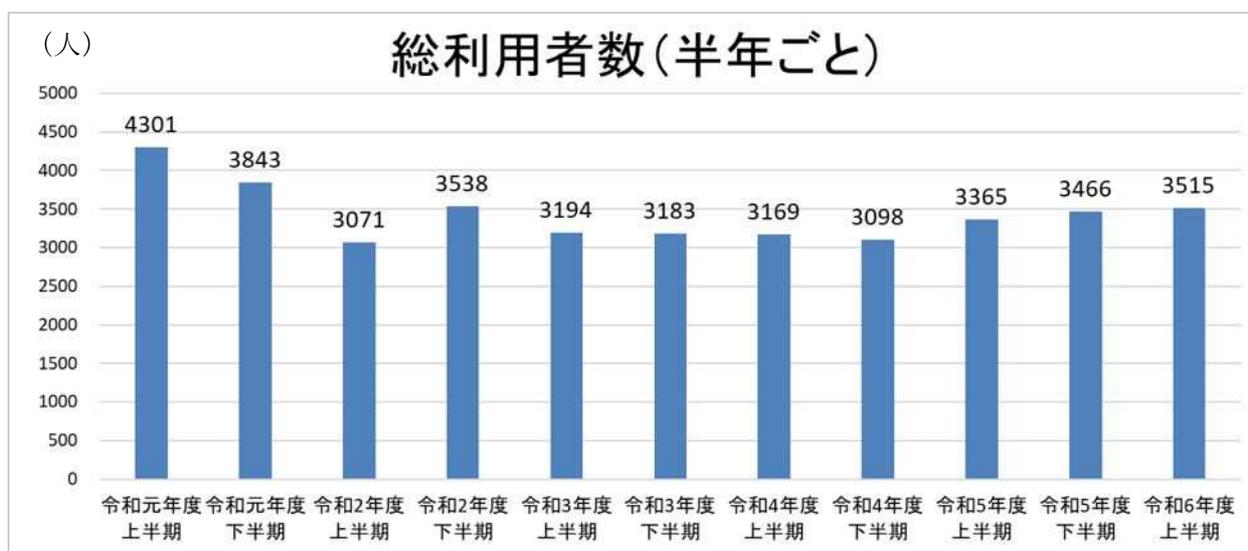
東山バス運営協議会の取組について

東山バス運営協議会

1 令和6年度上半期の取り組み及び実施結果について

- (1) 協議会会合
令和6年度総会、月度定例会（上半期5回）、役員会（随時）
- (2) 支援会員の募集（1,000円/1口）
59名69口
- (3) 運行16周年記念イベントの実施
バスツアーの実施
「夏休みキラキラスポットめぐりバスツアー」を計画。（8月27日、28日、29日）
台風の影響で3日ともイベントが開催できなかった。
- (4) 印刷物の作成及び広報活動
「やまびこ号通信33号」の発行。（東山地域へ各戸配布）
バス停に設置した情報BOXでパンフレット等を配布。
- (5) 夏休み小学生50円バス実施に伴う小学生の乗車運賃無料キャンペーンの実施
小学生の運賃50円を東山バス運営協議会で負担し、無料とするキャンペーンを実施。
【実施期間】令和6年7月20日～9月1日
【利用者数】21名
- (6) 停留所周辺の美化
停留所付近の草刈等の実施。

2 利用者数の推移



3 今後の利用促進について

(1) 協議会会合の実施

毎月1回の運営協議会を開催し、利用状況の確認や対策等について話し合う。

(2) 印刷物の作成及び広報活動

やまびこ通信の発行を通して、東山バスの魅力や利便性などを伝える。

沿線地域の施設や地元のイベントにて、チラシ配布やパネル展示など東山バスのPRを行う。

(3) 利用促進イベントの実施

時期に応じたイベントやキャンペーンを実施する。

(4) 路線やダイヤの見直し

利用状況の分析や住民へのアンケートを実施し、需要に合わせた路線やダイヤの見直しを検討する。

協議案第 3 号

北部地区「地域生活」バス・タクシーの本格運行の継続について

1 本格運行継続基準の達成状況

① 主体性

「地域が運営に主体的に取り組んでいること（守り・育てられていること）」を判断するために設ける条件

- ・地域運営団体が豊橋市地域公共交通活性化推進協議会に
利用促進等に関する取組実績やその成果、事業計画改善案等を年2回程度報告することを義務付け

豊橋市地域公共交通活性化推進協議会において、北部石巻西川・賀茂線運営協議会等から利用促進等に関する取組実績やその成果等を報告

【報告日】

令和6年度第1回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会(令和6年6月5日)

令和6年度第3回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会(令和6年11月20日)

達成

② 利用度

「「地域生活」バス・タクシーが適切に利用されていること」を判断するために設ける条件

- ・収支率（運賃収入等/運行経費（車両経費及び予備車経費を除く。))を15%以上に設定

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			上半期
収支率	12.6%	14.3%	13.2%

未達成

※「運賃収入等」には広告収入を算入

③ 継続性

「適切な費用と内容で運行されていること」を判断するために設ける条件

- ・基準額+予備車経費を欠損額の上限に設定

(北部地区の場合は、石巻西川・賀茂地区と下条地区の1地区当たり612万円+予備車経費/年)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			上半期
欠損額	4,840,204 円	4,761,064 円	5,591,588 円
上限額	5,600,756 円	6,151,830 円	6,154,243 円

達成

※金額は1地区あたりの金額に換算。

2 北部地区「地域生活」バス・タクシーの令和7年度の対応（案）について

令和5年度、令和6年度上半期について、②利用度において本格運行継続基準が未達成となった。令和6年8月に豊川延伸を中心とした抜本的なルート再編を実施したことにより費用が増加し収支率が悪化したものの、前年比で利用者数は大幅に増加している。今後は地元の特産品を活用したツアーなど利用促進により、利用者の増加が見込まれることに加え、利用実績等の分析を踏まえたルート・ダイヤの改善を検討することにより、効率的な運行が期待できる。以上より基準の達成が見込まれることから、要綱第11条第2項に基づき令和7年度は引き続き本格運行を継続する。

豊橋市「地域生活」バス・タクシー実施要綱（抜粋）

（本格運行事業の継続）

- 第11条 本格運行事業の当年度の上半期及び前年度（以下「判断対象期間」という。）において、基準がすべて達成され、協議会において本格運行事業の継続が妥当と判断された場合、当該本格運行事業は継続するものとする。
- 2 前項の判断対象期間において、基準がすべて達成されていない場合についても、事業計画の変更内容、地域運営団体の取組内容とその成果、基準の実績値等から、協議会において、本格運行事業の継続が妥当と判断された場合は、当該本格運行事業は継続できるものとする。

石巻・下条地域交通推進委員会の取組について

石巻・下条地域交通推進委員会

1 令和6年度上半期の取組及び実施結果について

(1) 推進委員会等の開催

開催回数7回（うち、総会1回、推進委員会2回、小委員会4回）（令和6年9月末時点）

(2) 利用者増加、安定運行を目指した抜本的なルート再編の検討、実施（令和6年8月実施）

- ・豊川駅までのルート延伸
- ・市内ルートの充実・効率化

(3) 地元の特産品を活用したバスツアーの実施

(ア) 花しょうぶまつりの散策とショートケーキ作り体験

【実施期間】5月29日、30日、31日

【参加者】20名

(イ) シャインマスカット収穫ツアー

【実施期間】7月22日、23日、24日、29日、30日、31日

【参加者】36名

(ウ) 栗の収穫&モンブラン作り体験バスツアー

【実施期間】9月10日、9月12日、9月24日、9月26日

【参加者】24名

※下期には柿収穫ツアーやいちご収穫ツアーを実施予定

(4) 新ルート体験乗車会の実施

賀茂地区→イオンモール豊川、パロー豊川店 【参加者】12名

西郷地区→パロー豊川店 【参加者】4名

下条地区→クックマート牛川店 【参加者】2名

(5) 夏休み小中学生無料キャンペーン実施

【実施期間】令和6年7月20日～9月1日

【対象】小中学生以下無料。また小中学生1人に対し同伴者1人も無料。

【利用者】小学生12名、同伴者10名（R5実績：小学生44名、同伴者23名）

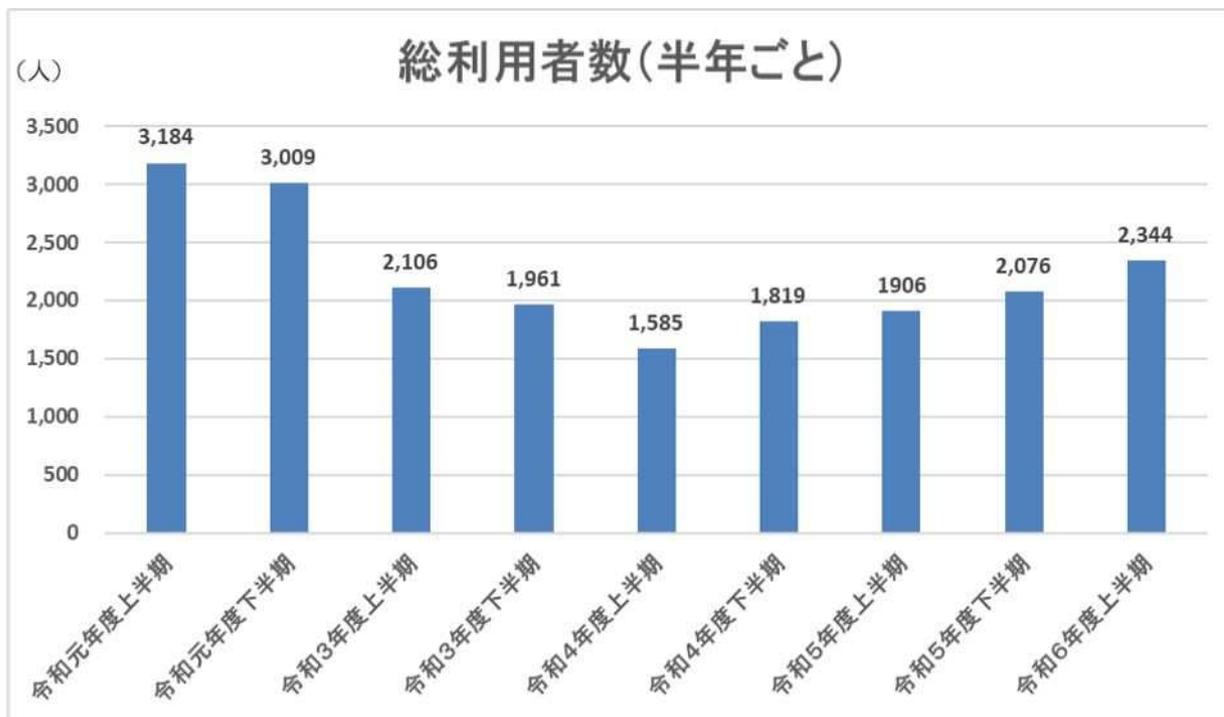
(6) 「柿の里バスニュース」の発行

石巻・嵩山・西郷・玉川・賀茂・下条・鷹丘の各校区にキャンペーンの情報や運行ダイヤ等を記載した、「柿の里バスニュース」を回覧。

【対象校区】石巻・嵩山・西郷・玉川・賀茂・下条・鷹丘の各校区

【実施期間】令和6年4月～令和6年9月で5回 通算141号まで発行。

2 利用者数の推移



3 今後の方針について

(1) これまで実施した取り組み

- ・ルート再編のため、毎月の小委員会及び随時の検討会を開催（合計25回）
- ・令和6年8月に市内ルートの充実・効率化、豊川延伸を中心としてルート変更を実施
- ・新ルート体験乗車会の実施（合計18名の参加）
- ・計7回のバスツアーの実施（合計232名の参加）
- ・地元企業への広告掲載要請（掲載企業：14社 収入：504千円）
- ・第1便の運行経路変更（金田住宅便の増便）

(2) 今後の取り組み

（目標利用者数：500人/月、目標収支率：15%）

- ・バスツアーを中心とした利用促進により、利用者の増加を図る。
- ・新ルートの利用実績や利用者の声を分析し、路線の効率化を図る。
- ・新たな収入源の確保に努める

【これから検討する取組】

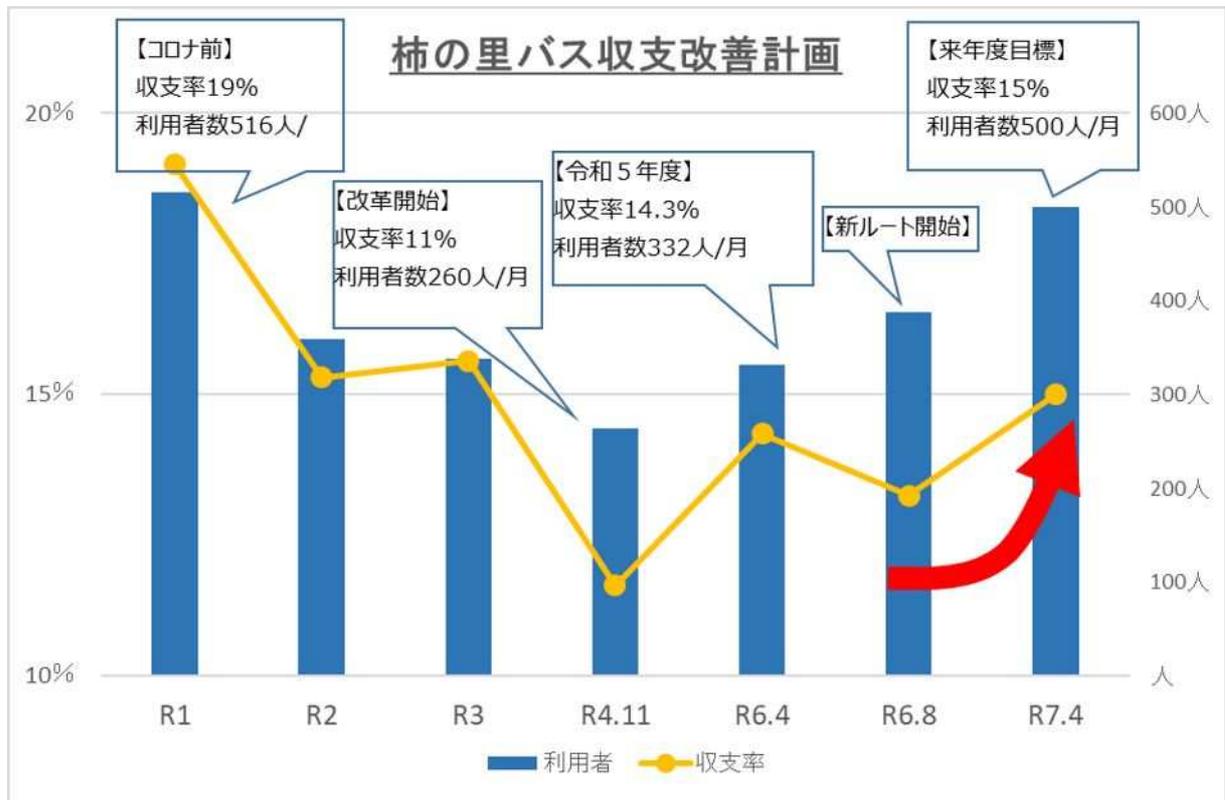
- ・11月、3月にバスツアーを実施予定。今後も地域の特色を活かしたツアーを開催していく。
- ・利用者アンケートなどにより、新ルートへの意見を募り、ニーズに応じたルート・ダイヤの改善を検討していく。
- ・地元企業を中心に広告掲載の要請をしていく。

(3) 現状分析および収支率改善に向けて

コロナ禍以降、利用者が落ち込む柿の里バスをなんとか改善していこうと、委員・豊橋市・交通事業者一体となって議論を重ね、令和6年8月に新ルートを実行することができた。

足元の実績をみると、8月が337名（前年同月314名）、9月が461名（前年同月349名）、10月が478名（前年同月369名）と大幅に利用者が伸びている。特に、新たに延伸した豊川方面への利用や新設したクリニックへの利用が堅調であった。一方、特定の時間帯、エリアによっては利用が伸び悩んでおり、改善の余地があると感じている。

今後は利用実績を分析しながら、ニーズに応じ効率的な路線の検討をしていく。また、柿の里バスを利用したことがない人にも、利用を促すためにバスツアーなどの利用促進を実施し、更なる利用者増加を図り、収支率改善に努めていきたい。



協議案第 4 号

南部地区「地域生活」バス・タクシーの本格運行の継続について

1 本格運行継続基準の達成状況

① 主体性

「地域が運営に主体的に取り組んでいること（守り・育てられていること）」を判断するために設ける条件

- ・ 地域運営団体が豊橋市地域公共交通活性化推進協議会に
利用促進等に関する取組実績やその成果、事業計画改善案等を年2回程度報告することを義務付け

豊橋市地域公共交通活性化推進協議会において、五並地域公共交通運営委員会等から利用促進等に関する取組実績やその成果等を報告

【報告日】

令和6年度第1回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会(令和6年6月5日)

令和6年度第3回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会(令和6年11月20日)

達成

② 利用度

「地域生活」バス・タクシーが適切に利用されていること」を判断するために設ける条件

- ・ デマンド型運行における基準として、利用者数（年度の利用者数）の基準を設定

[基準（本格運行事業の継続における基準）]

次のいずれかを満たしていること

- A. 当該年度の利用者数が対象の地域に居住する75歳以上の人口数以上であること
- B. 当該年度の利用者数が前2年度の利用者数のうち、どちらか少ない年度の利用者数に100分の105を乗じて得た数以上であること

A. 当該年度の利用者数が対象の地域に居住する75歳以上の人口数以上であること

令和5年度の達成状況

地区名	① 75歳以上の人口 (令和4年10月現在)	比較対象人口数	令和5年度利用者数
細谷・小沢地区	821人	821人	1,177人
高豊地区	712人	712人	1,055人
合計	1,533人	1,533人	2,232人

達成

令和6年度上半期の達成状況

地区名	① 75歳以上の人口 (令和5年10月現在)	比較対象人口数 (①/2)	令和6年度利用者数
			上半期
細谷・小沢地区	840人	420人	639人
高豊地区	718人	359人	352人
合計	1,558人	779人	991人

達成

③ 継続性

「適切な費用と内容で運行されていること」を判断するために設ける条件

- ・ 基準額+予備車経費を欠損額の上限に設定
 (南部地区の場合は、556万円/年が上限)

	地区名	令和4年度	令和5年度	令和6年度 上半期
欠損額	細谷・小沢地区	4,035,068円 〔基準額〕 5,060,000円	4,669,295円 〔基準額〕 5,560,000円	2,639,134円 〔基準額〕 2,780,000円
	高豊地区	2,969,127円 〔基準額〕 5,060,000円	3,716,591円 〔基準額〕 5,560,000円	2,060,227円 〔基準額〕 2,780,000円

→ **達成**

2 南部地区「地域生活」バス・タクシーの令和7年度の対応（案）について

令和5年度及び令和6年度上半期について、すべての項目で本格運行継続基準を達成しているため、令和7年度は引き続き本格運行を継続する。

豊橋市「地域生活」バス・タクシー実施要綱（抜粋）

(本格運行事業の継続)

第11条 本格運行事業の当年度の上半期及び前年度（以下「判断対象期間」という。）において、基準がすべて達成され、協議会において本格運行事業の継続が妥当と判断された場合、当該本格運行事業は継続するものとする。

2 前項の判断対象期間において、基準がすべて達成されていない場合についても、事業計画の変更内容、地域運営団体の取組内容とその成果、基準の実績値等から、協議会において、本格運行事業の継続が妥当と判断された場合は、当該本格運行事業は継続できるものとする。

表浜地域公共交通推進委員会の取り組みについて

表浜地域公共交通推進委員会

1. 令和6年度上半期の取り組み及び実施結果

(1) 運行内容の変更と協議

具体的な運行内容変更は無し。

(2) 利用促進の取り組み

① 民生委員・関係団体等との連携

実際に利用される可能性が高い方へ周知を図るため、民生委員会へ参加し、情報提供、意見交換を行った。(5月 高豊、五並民生委員会)

② 推進委員会委員への情報周知

推進委員会全委員へ各校区別、目的地別利用状況の推移・特徴等を周知し更に地域住民へ利用促進の広報活動を依頼した。(4・5月)

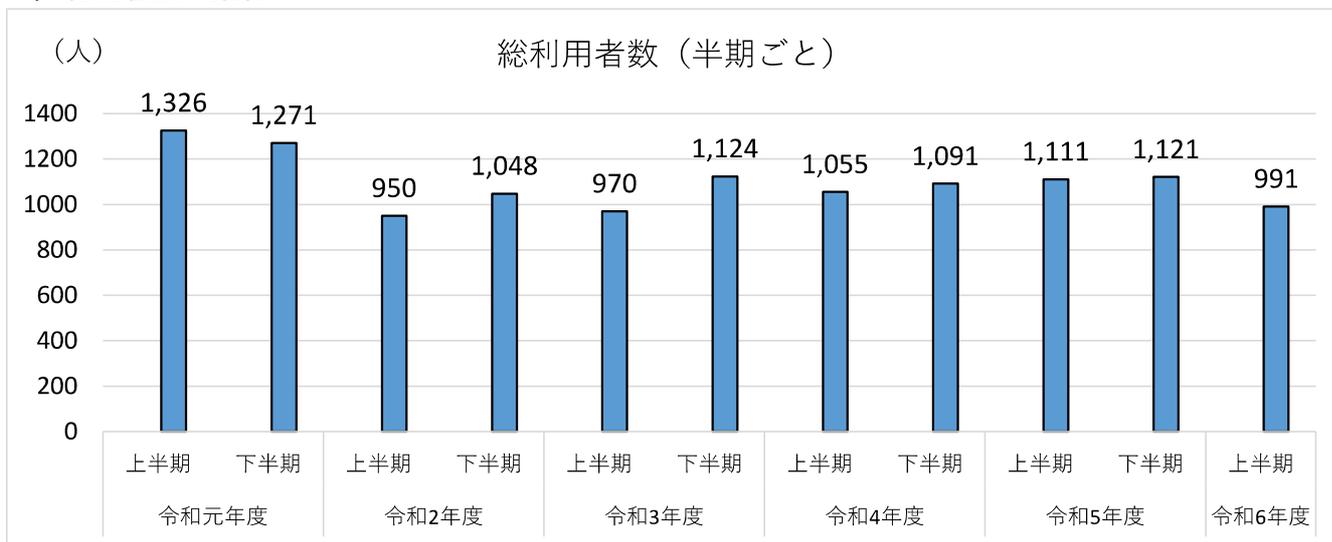
③ 役員会議の開催

現行の利用状況報告と運行内容に対する要望等について意見交換を行った。(5月)

(3) のりば設備の維持・管理

① のりばの劣化状況を確認する一斉点検を実施した。(4月～)

2. 利用者数の推移



3. 今後の利用促進の取り組みについて

- (1) 愛のりくん通信発行による情報提供と利用促進活動の実施。(11月、2月)
- (2) 地域関係団体へ利用状況の提供と意見交換の実施。(1月)
- (3) のりば設備の点検実施による運行環境整備の実施。
- (4) のりばの設置場所を点検し、需要の見込める場所への設置・移設を検討。

協議案第5号

前芝地区「地域生活」バス・タクシーの本格運行の継続について

1 本格運行継続基準の達成状況

① 主体性

「地域が運営に主体的に取り組んでいること（守り・育てられていること）」を判断するために設ける条件

- ・地域運営団体が豊橋市地域公共交通活性化推進協議会に
利用促進等に関する取組実績やその成果、事業計画改善案等を年2回程度報告することを義務付け

豊橋市地域公共交通活性化推進協議会において、しおかぜバス運営協議会から
利用促進等に関する取組実績やその成果等を報告

【報告日】

令和6年度第1回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会(令和6年6月5日)

令和6年度第3回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会(令和6年11月20日)

達成

② 利用度

「地域生活」バス・タクシーが適切に利用されていること」を判断するために設ける条件

- ・収支率（運賃収入等/運行経費（車両経費及び予備車経費を除く。))を15%以上に設定

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			上半期
収支率	31.1%	32.6%	31.8%

達成

※「運賃収入等」には広告収入を算入

③ 継続性

「適切な費用と内容で運行されていること」を判断するために設ける条件

- ・基準額+予備車経費を欠損額の上限に設定
(前芝地区は612万円(基準額)+予備車経費/年)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			上半期
欠損額	5,070,893円 基準値 5,667,941円	5,319,783円 基準値 6,185,440円	2,920,462円 基準値 3,092,720円

達成

2 前芝地区「地域生活」バス・タクシーの令和7年度の対応（案）について

令和5年度及び令和6年度上半期について、すべての項目で本格運行継続基準を達成しているため、令和7年度は引き続き本格運行を継続する。

豊橋市「地域生活」バス・タクシー実施要綱（抜粋）

（本格運行事業の継続）

第11条 本格運行事業の当年度の上半期及び前年度（以下「判断対象期間」という。）において、基準がすべて達成され、協議会において本格運行事業の継続が妥当と判断された場合、当該本格運行事業は継続するものとする。

2 前項の判断対象期間において、基準がすべて達成されていない場合についても、事業計画の変更内容、地域運営団体の取組内容とその成果、基準の実績値等から、協議会において、本格運行事業の継続が妥当と判断された場合は、当該本格運行事業は継続できるものとする。

しおかぜバス運営協議会の取組について

しおかぜバス運営協議会

1 令和6年度上半期の取り組み及び実施結果について

(1) 運営協議会の開催状況

開催回数4回（うち、総会1回、定例会3回）。2か月に1回程度、開催した。

(2) 利用促進の取り組み

① 「しおかぜバスニュース」の発行（広報とよはし配布に合わせ、組回覧）

【掲載内容】No.32 利用者数9.5万人達成キャンペーンのお知らせ

No.33 豊橋まつり臨時運行の告知

【配布校区】前芝校区・津田校区（清須町、川崎町）



←バスニュース No.32

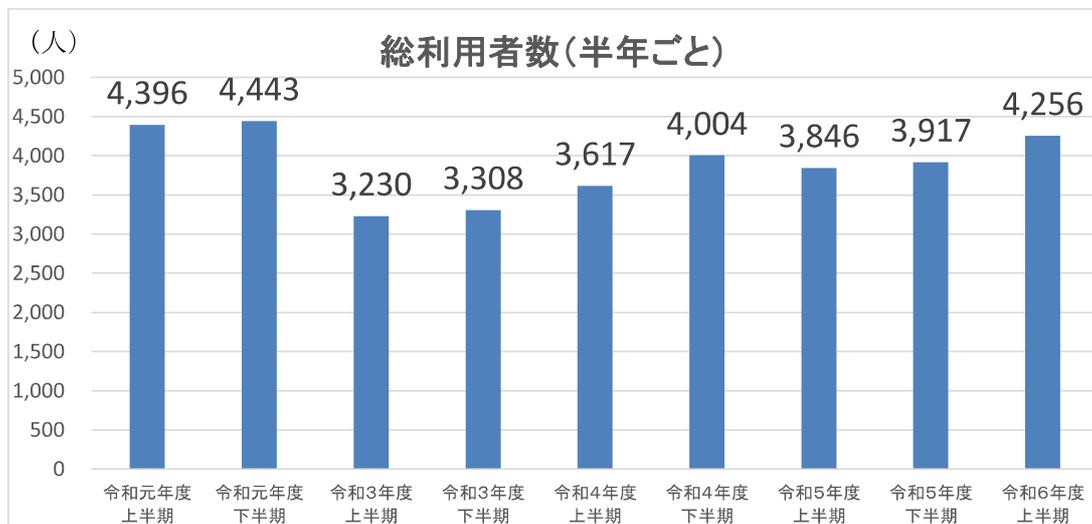


←バスニュース No.33

② 利用者通算9万5千人達成キャンペーンの実施

利用者9万5千人目とその前後に乗車した方へ、記念品を贈呈するキャンペーンを実施した。

2 利用者数の推移



3 今後の利用促進について

- ・しおかぜバスニュースの継続発行
- ・豊橋まつり臨時運行便の実施
- ・しおかぜバス 10 万人達成キャンペーンの実施
- ・沿線店舗と連携した利用促進の実施
- ・自治会や老人クラブ等の会合において、しおかぜバス利用促進の啓発を継続的に実施

川北地区「地域生活」バス・タクシーの本格運行の継続について

1 本格運行継続基準の達成状況

① 主体性

「地域が運営に主体的に取り組んでいること（守り・育てられていること）」を判断するために設ける条件

- ・地域運営団体が豊橋市地域公共交通活性化推進協議会に
利用促進等に関する取組実績やその成果、事業計画改善案等を年2回程度報告することを義務付け

豊橋市地域公共交通活性化推進協議会において、かわきたバス運営委員会から利用促進等に関する取組実績やその成果等を報告

【報告日】
 令和6年度第1回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会(令和6年6月5日)
 令和6年度第3回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会(令和6年11月20日)



② 利用度

「地域生活」バス・タクシーが適切に利用されていること」を判断するために設ける条件

- ・収支率（運賃収入等/運行経費（車両経費及び予備車経費を除く。））を15%以上に設定

	令和4年度	令和5年度	令和6年度 上半期
収支率	21.8%	24.4%	26.5%



※「運賃収入等」には広告収入を算入

③ 継続性

「適切な費用と内容で運行されていること」を判断するために設ける条件

- ・基準額+予備車経費を欠損額の上限に設定
 (川北地区は612万円(基準額)+予備車経費/年)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度 上半期
欠損額	4,729,490円 〔基準値 5,667,940円〕	4,947,011円 〔基準値 6,185,439円〕	2,571,931円 〔基準値 3,092,720円〕



2 川北地区「地域生活」バス・タクシーの令和7年度の対応（案）について

令和5年度及び令和6年度上半期について、すべての項目で本格運行継続基準を達成しているため、令和7年度は引き続き本格運行を継続する。

豊橋市「地域生活」バス・タクシー実施要綱（抜粋）

（本格運行事業の継続）

- 第11条 本格運行事業の当年度の上半期及び前年度（以下「判断対象期間」という。）において、基準がすべて達成され、協議会において本格運行事業の継続が妥当と判断された場合、当該本格運行事業は継続するものとする。
- 2 前項の判断対象期間において、基準がすべて達成されていない場合についても、事業計画の変更内容、地域運営団体の取組内容とその成果、基準の実績値等から、協議会において、本格運行事業の継続が妥当と判断された場合は、当該本格運行事業は継続できるものとする。

かわきたバス運営委員会の取組について

かわきたバス運営委員会

1 令和6年度上半期の取り組み及び実施結果について

(1) 運営委員会の開催状況

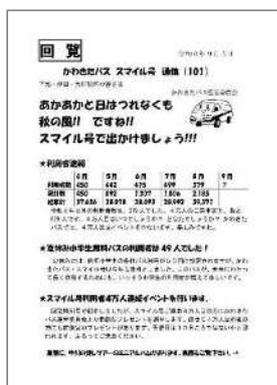
開催回数 6回（うち、総会 1回、運営委員会 5回）。月 1 回程度、開催した。

(2) 「スマイル号通信」の発行

下地・津田・大村校区に、利用促進イベントや沿線地域の施設紹介、乗り継ぎ案内等の情報を掲載した「スマイル号通信」を回覧。

【実施期間】令和 6 年 4 月～令和 6 年 9 月

【発行回数】6 回。通算 101 号まで発行



◀101 号表



◀101 号裏

(3) 回数券割引販売の実施

1,000 円の回数券を 200 円割引、2,000 円の回数券を 500 円割引で販売し、かわきたバス運営委員会がその分を負担することで、かわきたバスの利用促進及び新規利用者の発掘を図った。

【実施期間】令和 6 年 6 月

【販売冊数】1,000 円回数券 25 冊、
2,000 円回数券 104 冊

(4) 夏休み小学生 50 円バス実施に伴う小学生の乗車運賃無料キャンペーンの実施

小学生の運賃 50 円をかわきたバス運営委員会で負担し、無料とするキャンペーンを実施した。

【実施期間】令和 6 年 7 月 20 日～9 月 1 日

【利用者数】49 名

(5) 「牛川の渡しツアー」の開催

かわきたバスを利用して大村校区へ向かい、牛川の渡しに乗船したり、長光寺で「一期家一笑」のランチを食べたりしながら、地域の魅力を発見するツアーを開催した。

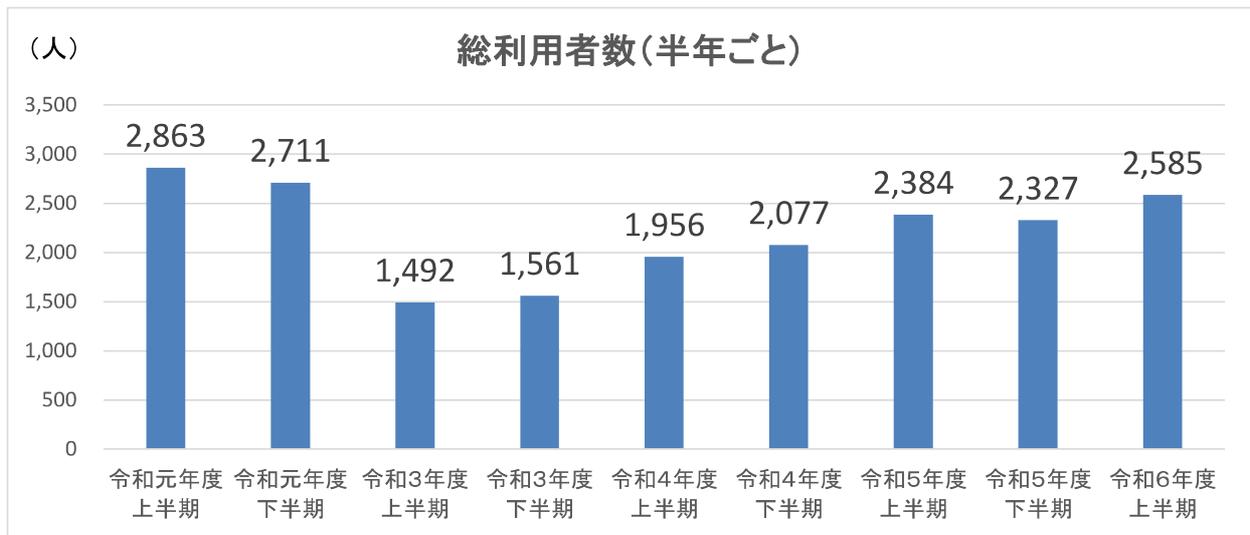
【開催日】令和 6 年 7 月 23 日、26 日、30 日、8 月 2 日、6 日

【実施結果】5 日間で 30 名が参加

(6) かわきたバス 4 万人達成キャンペーンの実施検討

利用者 4 万人目とその前後に乗車した方へ、日頃の感謝の意を込めて、記念品を贈呈するイベントの実施を検討した。

2 利用者数の推移



3 今後の利用促進について

(1) 年間利用者数 6,000 人、月平均 500 人以上を目標として、前年度までの活動を継続して実施する。

- ①毎月 1 回運営委員会を開催し、利用状況の確認や対策等について話し合う。
- ②スマイル号通信の発行を通して、かわきたバスの魅力や利便性などを伝える。
- ③利用者通算 4 万人達成記念キャンペーン等の特別イベントを実施する。
- ④車内でごみ袋セットを配布する感謝キャンペーンを実施し、現利用者の固定客化を図る。

(2) 地域の活動と連携し、コミュニティバスとしての意義や地域活性化のために努力する。

- ① 3 校区の老人クラブの活動の場に積極的に参加して、かわきたバスについて周知する。
- ②かわきたバスの継続及び発展のために、3 校区の自治会活動との連携を図る。
- ③豊橋創造大学との連携を深め、かわきたバスの利用促進を図っていく。

(3) 路線やダイヤの見直し

かわきたバスが地域住民にとってより有効な交通手段となるために、路線や時刻表等について絶えず検討していく。